

5 近経第 4 5 号
令和 5 年 5 月 2 6 日

岐阜県岐阜市領下 6 - 4 6
株式会社丸泰
代表取締役社長 伊藤 寛章 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法違反により、令和 5 年 4 月 5 日に中部地方整備局長より 10 日間の営業停止処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 5 年 6 月 2 6 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 5 年 5 月 2 7 日 ～ 令和 5 年 6 月 2 6 日（1 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結したため、同法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 5 年 4 月 5 日に中部地方整備局長より 10 日間の営業停止処分を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。